ロシアの制裁回避に関する国際勧告 多国間 REPO タスクフォース共同発表 2023 年 3 月 9 日

概要

2022年2月のロシアによるウクライナ侵攻の直後、オーストラリア、カナダ、フラン ス、ドイツ、イタリア、日本、英国、米国、及び欧州委員会は「ロシアの支配層、代理 勢力、オリガルヒ(REPO: Russian Elites, Proxies, and Oligarchs)」タスクフォースを立 ち上げた。REPOタスクフォースは情報共有や連携により制裁対象のロシアの個人・団 体を孤立させ、前例のない圧力をかけようとする多国間の取組である。各参加国の財務 省、司法省、内務省で構成されるタスクフォースはそれぞれが持つ権限を行使してロシ アの制裁対象の資産を追跡し、制裁対象のロシアの個人・団体による国際金融システム へのアクセスを大幅に制限することに成功している。REPOタスクフォースの取組は、 タスクフォース以外の志を同じくする国々からの協力を活用し、欧州委員会の「凍結・ 押収タスクフォース」との緊密な連携の下で実施された。こうした取組により、ウクラ イナでのロシアの侵略戦争の支援に使用される収入源や経済資源への政権内部関係者の アクセスが拒否されている。

REPO タスクフォースの共同の取組によって数百億ドルが凍結され、高額商品、資産の 凍結や押収が行われた。しかし、制裁対象の一部のロシアの支配層とその金融ネットワ ークは制裁回避に成功し、資金へのアクセスを維持できている者もいる。さらには、制 裁対象のロシアの個人・団体が収入を増加させ、あるいは輸出規制及び制裁対象品目を 調達している場合さえあるようである。かかる違法な経済活動は、ロシアにそのいわれ のない戦争の代償を課し、特定のロシアの個人・団体の国際金融システムへのアクセス を拒否する多国間制裁に直接違反するものである。

REPO タスクフォースは民間部門と協働することへのコミットメントを強調し、ロシア の主要支配層・代理勢力による収益、機密物品や技術へのアクセスを拒否するため、ロ シアの制裁回避戦術の類型を特定した上で、継続的な回避にさらされるリスクを軽減す るための勧告を発表する。この勧告は、ウクライナにおけるロシアのいわれのない侵略 戦争に対応すべく設計及び実施された金融制裁、輸出規制その他の制限措置の弱体化を 防止することによって REPO 参加国全体での実効性ある制裁の実施に貢献しようとす るものである。本勧告で確認された類型には、継続的なアクセスとコントロールを確 保するための家族や側近の利用、価値を保持し富から利益を得るための不動産の利用、 特定を避けるための複雑な所有構造の利用、関与を避け専門知識を活用するための支援 者の利用、ロシアへの機密物品の出荷を促進するための第三国や偽の貿易情報の利用が ある。

民間部門のパートナーはかかる取組への補完として、REPO参加国が発表した勧告及び 出版物のうち、自己が事業を行っている国・地域や業界に関連性を有するものについて 綿密に検討する必要がある。REPOタスクフォースは、制裁対象の個人及び団体が国際 金融システムを利用してロシアの残忍な侵略戦争に資金提供することを制限するために 継続的な協働及び連携を行うこと、並びに刑事訴追を含めた有効で強固な制裁の実施を 確実にすることに引き続きコミットする。

ロシアの制裁回避の類型

家族及び側近を利用してのアクセスと管理の継続確保

REPO タスクフォース参加国は、制裁が課された後もロシアの支配層が継続的な管理と 富へのアクセスの確保を目的として法人、取決め、及びその他資産の実質的支配者を自 己の子に譲渡したさまざまな事例を特定した¹。別の例では、制裁対象に指定されたオ リガルヒが資産隠蔽のため家族に資金を直接送金したと REPO 参加国は判断している ²。制裁対象指定者の家族及び側近はこの種の制裁回避や不法資金活動の支援がしやす

¹英国国家犯罪対策庁・国家経済犯罪センター・共同マネーロンダリング情報タスクフォース及び英国金 融制裁執行局<u>「金融制裁回避の類型: ロシアの支配層及びイネーブラー(Financial Sanctions Evasion</u> <u>Typologies: Russian Elites and Enablers)</u> (2022 年 7 月)参照。*また、*カナダ金融取引・報告分析センター (FINTRAC: Financial Transactions and Reports Analysis Centre of Canada)の<u>「ロシア関係の制裁回避に関連</u> <u>するマネーロンダリングに関する特別通告(Special Bulletin on Russia-linked money laundering related to</u> <u>sanctions evasion)</u> (2022 年 3 月)も参照のこと。

²米国金融犯罪取締ネットワーク(FinCEN: Financial Crimes Enforcement Network)、「金融傾向分析:銀行 秘密法データの傾向:ロシアのオリガルヒによる 2022 年の金融活動(Trends in Bank Secrecy Act Data: Financial Activity by Russian Oligarchs in 2022))」(2022 年 12 月 22 日参照)

い立場にある³。家族や側近への資産移転は指定の直前や直後に行われることもあるよ うであり、これは制裁対象の個人や移転支援者による制裁回避の試みであることを示し ている可能性がある⁴。この種の取決めは、代理人を通じて管理できることに加えて、 管理又は資金を表面上家族や側近に移すことで制裁対象者が規制業界及び所管当局の両 方からの精査を都合よく回避できる。最後に、事実や状況によっては、資産隠蔽、制裁 が科せられた利権の隠蔽、精査の回避を試みた取決めに関連して制裁リスクが生じる可 能性があり、REPO参加国はこの種の協定を支援しようとする家族及び側近に制裁を科 すことを追求できる。

価値を保持するための不動産の利用、富からの収益

歴史的に、ロシアのオリガルヒや支配層は世界中で不動産投資を行っており、多くの人 がその不動産の恩恵を享受していることが公に報告されている⁵。しかし、ウクライナ 侵攻後、ロシアの資産を保有する手段として不動産を利用するケースが増加してきた。 いくつかのこうした投資や購入は制裁回避活動であることを示している⁶。

具体的には、制裁対象のロシアの個人・団体が制裁回避から得られた収益を含む違法収 益を不動産の購入を通じてロンダリングし、又はロンダリングや隠蔽をしようとする可 能性があり、その場合には仲介者、名義人、代理購入者及び/又は法人や信託を含む不

⁴欧州委員会、「<u>理事会規則第 833/2014 号及び理事会規則第 269/2014 号の実施に関する委員会統合</u> FAQs(Commission Consolidated FAQs on the implementation of Council Regulation No 833/2014 and Council Regulation No 269/2014)」、FAQ B.1.5 (最終改訂 2023 年 2 月 7 日)参照

³ FinCEN の「ロシアの支配層、オルガリヒ及びこれらの家族が関係する不動産、贅沢品及び他の高価額 資産に関する FinCEN 警告(FinCEN Alert on Real Estate, Luxury Goods, and Other High-Value Assets Involving Russian Elites, Oligarchs, and their Family Members)」 (2022 年 3 月 16 日)参照

⁵ Forbes、「制裁対象ロシア人富豪が所有するすべての途方もないマンション及び不動産ガイド(A Guide To All The Outrageous Mansions and Estates Owned By Sanctioned Russian Billionaires)」 (2022 年 3 月 5 日)参 照、FinCEN、「金融機関及び不動産会社の顧問並びに専門家(Advisory to Financial Institutions and Real Estate Firms and Professionals)」(2017 年 8 月 22 日)参照

⁶米国司法省「<u>ロシア人オリガルヒ Oleg Deripaska</u>の利益となる制裁回避行為を行ったとして英国実業家 <u>を逮捕(U.K. Businessman Arrested For Sanctions Evasion Benefitting Russian Oligarch Oleg Deripaska)</u>」(2022 年 10 月 11 日)参照

透明な会社構造の背後に隠していることが少なくない⁷。制裁回避活動を示す別の兆候 として、市場価格を下回る又は上回る不動産の購入、ロシアと潜在的なつながりを持つ 海外買主を使用するなど、既知のマネーロンダリングの類型を辿るかもしれない。さら に、制裁対象のロシア人やその代理人が不動産を取得することで「居住権及び/又は市 民権を取得」し、不正資金リスクが低いとみなされ得る国において、「世間体を整え、 高い価値評価がなされる直接利用可能な物質利益を確保する」⁸狙いにも役立つであろ う。

身元を隠すための複雑な所有構造の利用

マネーロンダリングを行う者や他の不正行為者は、ペーパーカンパニーやその他の会社 や取決めを利用して発覚を避けることが少なくないことはよく知られており、制裁対象 のロシア人やその代理人も同様である。所管当局により何年もかけて明らかにされてき たスキームでは、これらの行為者が複雑な所有構造を利用して特定の資産や事業者との つながりを隠蔽する方法が示されている⁹。制裁対象指定者が法的主体及び信託のよう な法的取決めを組み合わせて発覚しないようにすることで、制裁回避スキームへの関与 及び富の隠蔽がさらに判りにくくなることがある¹⁰。具体的には、REPO参加国は制裁 執行を妨害するように設計されたとみられる信託取決めを発見した。これら取決めは法

⁷ FinCEN、「制裁対象のロシアの支配層、オリガルヒ及びこれらの代理勢力による米国商用不動産投資の可能性に関する FinCEN 警告(Alert on Potential U.S. Commercial Real Estate Investments by Sanctioned Russian Elites, Oligarchs, and Their Proxies)」 (2023 年 1 月 25 日)

⁸ 金融活動タスクフォース、「不動産セクターのリスクベース・アプローチのガイダンス(Risk Based Approach Guidance for the Real Estate Sector)」 (2022 年 7 月 26 日)参照。また FINTRAC、「ロシア関係の 制裁回避に関連するマネーロンダリングに関する特別通告(Special Bulletin on Russia-linked money laundering related to sanctions evasion)」 (2022 年 3 月)も参照。

⁹米国財務省、「米国財務省、Suleiman Kerimov 信託の 10 億ドル以上を封鎖(U.S. Treasury Blocks Over \$1 Billion in Suleiman Kerimov Trust)」 (2022 年 6 月 30 日)参照。また FinCEN、「ロシアの支配層、オルガリ ヒ及びこれらの家族が関係する不動産、贅沢品及び他の高価額資産に関する FinCEN 警告(FinCEN Alert on Real Estate, Luxury Goods, and Other High-Value Assets Involving Russian Elites, Oligarchs, and their Family Members)」 (2022 年 3 月 16 日)も参照

¹⁰例として米国司法省「<u>ロシア人オリガルヒ所有 9,000 万ドルのヨットの制裁回避を支援したとして英国</u> 及びロシアの実業家を逮捕起訴(Arrest and Criminal Charges Against British and Russian Businessmen for Facilitating Sanctions Evasion of Russian Oligarch's \$90 Million Yacht)」 (2023 年 1 月 20 日)も参照

律事務所、譲与者(後援者ともいう)、受託者、設定者、受益者など、当該信託の関係 者全員が制裁回避に関与している可能性がある。制裁対象のロシアの個人・団体及びそ の代理人がこれらの法的構造および取決めに近親者及び側近を巻き込むことで自己の所 有権や資産との関係をさらに曖昧にすることもある¹¹。これらの法主体及び取決めが 租税回避地若しくは会社設立回避地を拠点とすることも珍しくなく、そうすることでロ シアの支配層及びその代理人がある程度の秘密を保持できる余地がある¹²。加えて、従 来からの租税回避地に登録されているペーパーカンパニーが会社の登録地とは異なる法 域の金融機関に国際電信送金を行っている場合(非居住者向けバンキング)には、特に 注意が必要である¹³。

イネーブラーを利用して関与を回避し、専門知識を活用する

制裁対象のロシアの個人・団体は、国際金融システムで頻繁に取引を行っている者を含 めた重要な専門職の一定人を利用することで制裁回避活動への直接関与を回避しようと する場合がある。イネーブラー(支援者)と呼ばれるこれらの人物は、制裁対象指定者 の回避の活動を直接・間接に支援する目的で、とりわけ銀行口座の開設、金銭の送受、 企業設立などの能力を活用する¹⁴。イネーブラーは多くの場合、制裁対象指定者に代わ って一定の機能を果たし、制裁対象者が引き続き自己の資金にアクセスできるようにす る。会社設立に一般的に利用されるオフショア金融センターでイネーブラーが業務を営

¹¹英国国家犯罪対策庁・国家経済犯罪センター・共同マネーロンダリング情報タスクフォース及び英国金 融制裁執行局<u>「金融制裁回避の類型: ロシアの支配層及びイネーブラー(Financial Sanctions Evasion</u>

<u>Typologies: Russian Elites and Enablers</u>)」 (2022 年 7 月)参照。また、FinCEN、 「制裁対象のロシアの支配 層、オリガルヒ及びこれらの代理勢力による米国商用不動産投資の可能性に関する FinCEN 警告(Alert on Potential U.S. Commercial Real Estate Investments by Sanctioned Russian Elites, Oligarchs, and Their Proxies)」 (2023 年 1 月 25 日)も参照。

¹²例として、FINTRAC、「ロシア関係の制裁回避に関連するマネーロンダリングに関する特別通告 (Special Bulletin on Russia-linked money laundering related to sanctions evasion)」 (2022 年 3 月)参照 ¹³ 同上

¹⁴ 2022 年 5 月 8 日、米国国務省との協議により、外国資産管理室(OFAC)は、米国人による一定のサー ビス(信託及び企業サービス会社を含む。)をロシア連邦におけるあらゆる人に対して輸出することを 禁止する決定を発令した。米国財務省<u>「大統領令第 14071 号 1 条(a)(ii)に基づく決定」</u>(2022 年 5 月 8 日)を参照

んでいる場合がある。イネーブラーとなるのは弁護士¹⁵、会計士、信託及び企業サービ ス会社などである¹⁶。これらの他、制裁対象指定者が利用できるイネーブラーとして、 富裕層の個人投資家や機関投資家からの投資を取り纏める個人・事業者もいる。これ らのタイプの個人や事業者は投資者が自分ではアクセスできないプライベートファンド への資金投入のための投資「供給路提供」や投資集約を行う。かかる自分ではアクセス できない理由には、プライベートファンドへの投資のための資産又は収入の要件を満た していない、プライベートファンドの顧問との関係性を持っていない、自分の身元の開 示を避けたいなどがある¹⁷。

第三国の使用、ロシアへの機密物品の出荷を容易にするための虚偽情報

REPO タスクフォースの参加国による制裁、輸出規制及び制限措置はロシア政権の収入 を奪い、軍民両用物品を含め、ロシアの軍産複合体を支援するための機密物品へのアク セスを禁止するものである¹⁸。しかし REPO タスクフォースの参加国は、一部のロシア のエンドユーザーが引き続き機密物品の入手を求めており、しかも実際に入手できてい る場合があることを確認している¹⁹。

¹⁵ いくつかの場合において、一定の法的サービスを制裁対象者に提供することは認められる。例えば、 OFAC は一定の法的サービスを提供することを許可する一定のジェネラル・ライセンスを発付した。ロシ アの有害な制裁規則 (Russian Harmful Sanctions Regulations) 31 C.F.R. Part 587, "<u>§ 587.506</u> 一定の法的サービ <u>スの提供</u> (Provision of certain legal services)"を参照。ロシアの有害な制裁規則 (Russian Harmful Sanctions Regulations) 31 C.F.R. Part 587, "<u>§ 587.507 米国外に由来する資金に基づく法的サービスの支払い</u> (Payment for legal services from funds originating outside the United States)"も参照。

¹⁶ 英国国家犯罪対策庁・国家経済犯罪センター・共同マネーロンダリング情報タスクフォース及び英国 金融制裁執行局<u>「金融制裁回避の類型: ロシアの支配層及びイネーブラー(Financial Sanctions Evasion</u> <u>Typologies: Russian Elites and Enablers)」</u> (2022 年 7 月)参照。

¹⁷米国財務省、「テロリストへの資金提供及び金融犯罪に関する副長官の意見書、Elizabeth Rosenberg ABA-ABA、金融犯罪取締会議(Remarks by Assistant Secretary for Terrorist Financing and Financial Crimes Elizabeth Rosenberg ABA-ABA Financial Crimes Enforcement Conference)」 (2022 年 12 月 5 日)参照。

¹⁸「懸念物品(commodities of concern)」リスト参照。FinCEN、 「FinCEN 及び米国商務省産業安全保障 局、ロシア及びベラルーシによる輸出管理回避の試みに対する警戒引き上げを要求(FinCEN and the U.S. Department of Commerce's Bureau of Industry and Security Urge Increased Vigilance for Potential Russian and Belarusian Export Control Evasion Attempts)」(2022年6月28日)参照。

¹⁹米国財務省、「財務省-商務省-国務省警告: ロシアの軍産複合体に対する制裁及び輸出管理の影響 (Treasury-Commerce-State Alert: Impact of Sanctions and Export Controls on Russia's Military Industrial

ロシアのエンドユーザーが利用する手口の1つが、物品の最終仕向地としてしばしば第 三国の乙仲業者を指定し、実際にはこれらの物品をロシアにある最終仕向地に転送する という方法である。これらの取引に従事する企業が取引とは無関係を装って既知の積み 替え場所を使用している場合がよくある²⁰。これらのロシアのエンドユーザーは物品の 配送を確実にするため、船荷証券情報その他の裏付文書の偽造(貿易金融情報の偽造な どを含む)を行う場合もある²¹。

ロシア関連の不法資金問題に対する継続的な国際協力

ロシア関連不法資金制裁 (RRIFS: Russia-Related Illicit Finance and Sanctions) 資金情報機 関国際ワーキンググループのほとんどの参加国は、マネーロンダリング、制裁回避、サ イバー脅威、汚職を含め、ロシア連邦による不当なウクライナ侵略に関連する違法行為 について同様の傾向/類型を観察している。RRIFS 参加国によるこれらの観察の具体例 は、FinCEN の「金融傾向分析:銀行秘密法データの傾向:ロシアのオリガルヒによる 2022 年の金融活動 (Trends in Bank Secrecy Act Data: Financial Activity by Russian Oligarchs in 2022)」、FINTRAC の「ロシア関係の制裁回避に関連するマネーロンダリングに関する特別 通告(Special Bulletin on Russia-linked money laundering related to sanctions evasion)」及び FIU・ラ トビアの「ロシア関係の制裁回避の指標に関する研究 (Indicators of Russia-Related Sanctions Evasion)」に記述されている。RRIFS の参加国は 2022 年 3 月にワーキンググループを立ち 上げて以来、それぞれのマンデート及び権限の範囲内でこれらの違法行為に関する戦略 的な金融情報共有を短期間で強化し、各種関連問題についての戦略レベルの情報 (傾 向、類型、関連するマネーロンダリング指標、関心のある国など)を伝達することによ

²⁰ FinCEN、「FinCEN 及び米国商務省産業安全保障局、ロシア及びベラルーシによる輸出管理回避の試み に対する警戒引き上げを要求(FinCEN and the U.S. Department of Commerce's Bureau of Industry and Security Urge Increased Vigilance for Potential Russian and Belarusian Export Control Evasion Attempts)」(2022年6月 28日)参照

<u>Complex</u>)」(2022 年 10 月 14 日)参照。また、米国財務省、<u>「財務省による世界のロシア軍サプライチェ</u> <u>ーン、クレムリン関連ネットワーク、支配層及び西側財産への制裁(Treasury Sanctions Global Russian</u> <u>Military Supply Chain, Kremlin-linked Networks, and Elites with Western Fortunes</u>)」(2022 年 11 月 14 日)も参 照

²¹欧州委員会、「理事会規則第 833/2014 号及び理事会規則第 269/2014 号の実施に関する委員会統合 FAQs(Commission Consolidated FAQs on the implementation of Council Regulation No 833/2014 and Council Regulation No 269/2014)」、FAQ A.2, D.2 (最終改訂 2023 年 2 月 7 日)も参照

り RRIFS 参加国間の共通理解基盤を構築してきた。RRIFS 参加国は国際ワーキンググ ループの目標達成のため、それぞれの AML/CFT 制度の法的枠組みの中で、法執行機関 その他の所管当局及び民間部門との協力に引き続きコミットしている。

勧告

FATF 勧告を踏まえた国内法の遵守の確保

規制対象事業者は、金融機関であるか特定非金融業者及び職業専門家であるかにかかわ らず、その国で実施されている金融活動作業部会(FATF: Financial Action Task Force)の 勧告に従うべきである。これには、シェルカンパニーやノミニーの利用などの違法な金 融活動を防止するための適切なリスク軽減措置を策定することが含まれる。

AML/CFT 関連法規制を踏まえたコンプライアンス・プログラムの導入と定期的な見直 しの確保

規制対象事業者は、その国で定められている AML/CFT 法規制及び報告義務(疑わしい 取引の届出に関連するものを含む)を遵守する全ての必要な措置も講じるべきである。 規制対象事業者は違法行為を特定して報告する義務を負っており、当該事業者が AML/CFT 法規制を常に遵守することは、ロシアの制裁回避などの違法な金融活動に 国々を横断して対抗する REPO 参加国の取組において欠かすことのできないものであ る。

既存の官民パートナーシップへの参加

規制対象事業者²²は、ロシアの制裁回避活動を防止するための REPO タスクフォース間 の共同の取組において欠かすことができないものである。国際金融システムにおける規 制対象事業者の独特の役割に基づいて、ロシアの制裁回避活動のリスクを軽減するため の貴重なデータ及び見識が得られる。一方、規制対象事業者の役割上、一般的に民間部 門としての視点に限定される。規制対象事業者及び非規制対象事業者は、等しく所管当 局の間の既存の官民パートナーシップへの参加を検討すべきである。かかる取決めを通

²²規制対象事業者とは、法律によりマネーロンダリング及びテロ資金供与対策 (AML/CFT: anti-money laundering/countering the financing of terrorism)の義務を負う民間事業者のことである。

じて、規制対象事業者は、ロシアの制裁回避活動について所管当局から情報提供を受け て、その見解を知る機会を得て自らの取組の参考にすることができる²³。その一方で、 所管当局の側では規制対象事業者から学び、民間部門によって特定されたリスク、傾 向、及び類型を一層認識することができる。所管当局及び民間事業者は等しくこれらの 分野により関与する機会を探求し、ロシアの制裁回避の取組並びに他の形態の不法資金 に対抗すべきである。このような取組は、所管当局間で、潜在的な違反行為を特定し、 報告し、そして指摘するための協力を促進することにも有益である。

情報共有プロトコルの活用

規制対象事業者は、顧客情報、取引の詳細、取引文書などの貴重な情報にアクセスでき るため、不法資金及びロシアの制裁回避の撲滅の最前線に立つことになり、疑わしい活 動を発見することができる。ただし、このような規制対象事業者の立場では、特定の顧 客や事業分野に特化しており、背後にある懸念される活動に対しては限定的な知見しか 得られないこともある。この障害を克服するため、規制対象事業者は、もし各国で実行 可能であるならば、既存の情報共有メカニズムを通じて他の規制対象事業者が保有する データ及び独自の立場を活用し、ロシアの制裁回避活動のリスクを特定し軽減するため の取組を強化するべきである。

リスク評価の更新

規制対象事業者は、ロシアの制裁回避を含め、自己の事業が直面する不法資金リスクを 軽減する取組の参考とするため、内部リスク評価に依存することがよくある。ロシアの ウクライナ侵攻以来、世界の金融及び貿易システムは劇的に変化し、様々なプレイヤー が今や閉ざされてしまった世界のルートに代わる新しい道を見つけようとしている。規

²³ FinCEN Exchange は、米国における多くの情報交換に関する権限及びプログラム(民間同士の情報共有 及び他の官民の情報共有に関する権限が含まれる。)の一例である。FinCEN Exchange は、FinCEN の法 執行機関、国家安全機関、金融機関及びその他の関連する民間団体の間での自主的な官民情報共有パー トナーシップであり、効果的及び効率的にマネーロンダリング、テロ資金供与、組織犯罪及びその他の 金融犯罪に対抗すること、金融システムを不正使用から保護すること、及び国家安全保障を促進するこ とを目的としている。FinCEN は、特定の捜査活動及び優先事項(例えば制裁回避)を進めることを補助 することを目的として、機能重視の Exchanges を主催して特定の法執行機関及び重要な金融機関をまとめ た。この機能重視の目的は、金融情報を共有する促進されたサイクルを作るための二方向の情報共有を ある程度確立させることを目指している。

制対象事業者は不正行為の変化及びそうした変化がいかにして自己の事業が直面する具体的なリスクとなるのかを認識する必要がある。リスク評価を常に最新の状態に保って おくことは事業を脅かすこれらの変化を把握するための重要な方法である。

制裁リスク及び自己への影響に対する AML/CFT の規制対象事業者以外の認識の向上

制裁は、制裁を実施している当局が関連する国における全ての自然人及び法人に適用さ れる。事業者のなかでも、AML/CFTの規制対象事業者に重点が置かれているが、 AML/CFT 規制の対象でない多くの経済活動体及び事業者が制裁のリスクとエクスポー ジャーに直面する²⁴。経済活動体及び事業者は、ロシアによる制裁回避の助長に最終的 につながらないよう、制裁及びその実施について理解を深めるべく知る機会と関与を模 索するべきである²⁵。それと同時に、これらのタイプの経済活動体及び事業者は、各自 のリスク軽減措置を実施可能にし、各国で発効した制裁の遵守を確実にするための、制 裁遵守措置に対する投資の重要性を認識しておくべきである²⁶

²⁴ 例として仏国 Ministère de l'Économie, des Finances et de la Souveraineté industrielle et numérique, <u>"Gels des</u> Avoir – Direction Générale du Trésor." 参照

²⁵例として欧州委員会、「理事会規則第 833/2014 号及び理事会規則第 269/2014 号の実施に関する委員会 統合 FAQs(Commission Consolidated FAQs on the implementation of Council Regulation No 833/2014 and Council Regulation No 269/2014)」、FAQ A.2 (最終改訂 2023 年 2 月 7 日)参照。また米国財務省、「OFAC 遵守コミットメントの枠組み(A Framework for OFAC Compliance Commitments)」 (2019 年 5 月)も参照 ²⁶例としてカナダ政府、「ロシアによるウクライナ侵略に関連するカナダの制裁についてのカナダ事業者 への勧告(Advisory to Canadian Businesses on Canada's Sanctions Related to the Russian invasion of Ukraine)」 (2022 年 9 月)も参照